

入札契約制度（案）に係る説明会

＜測量・建設コンサルタント等業務＞



令和7年3月

広島県水道広域連合企業団

- 1 広島県水道広域連合企業団について
- 2 入札契約制度(素案)説明会における主な御質問等について
- 3 入札契約制度(案)について(素案から具体化した主な制度内容)
- 4 今後の予定
- 5 質疑応答

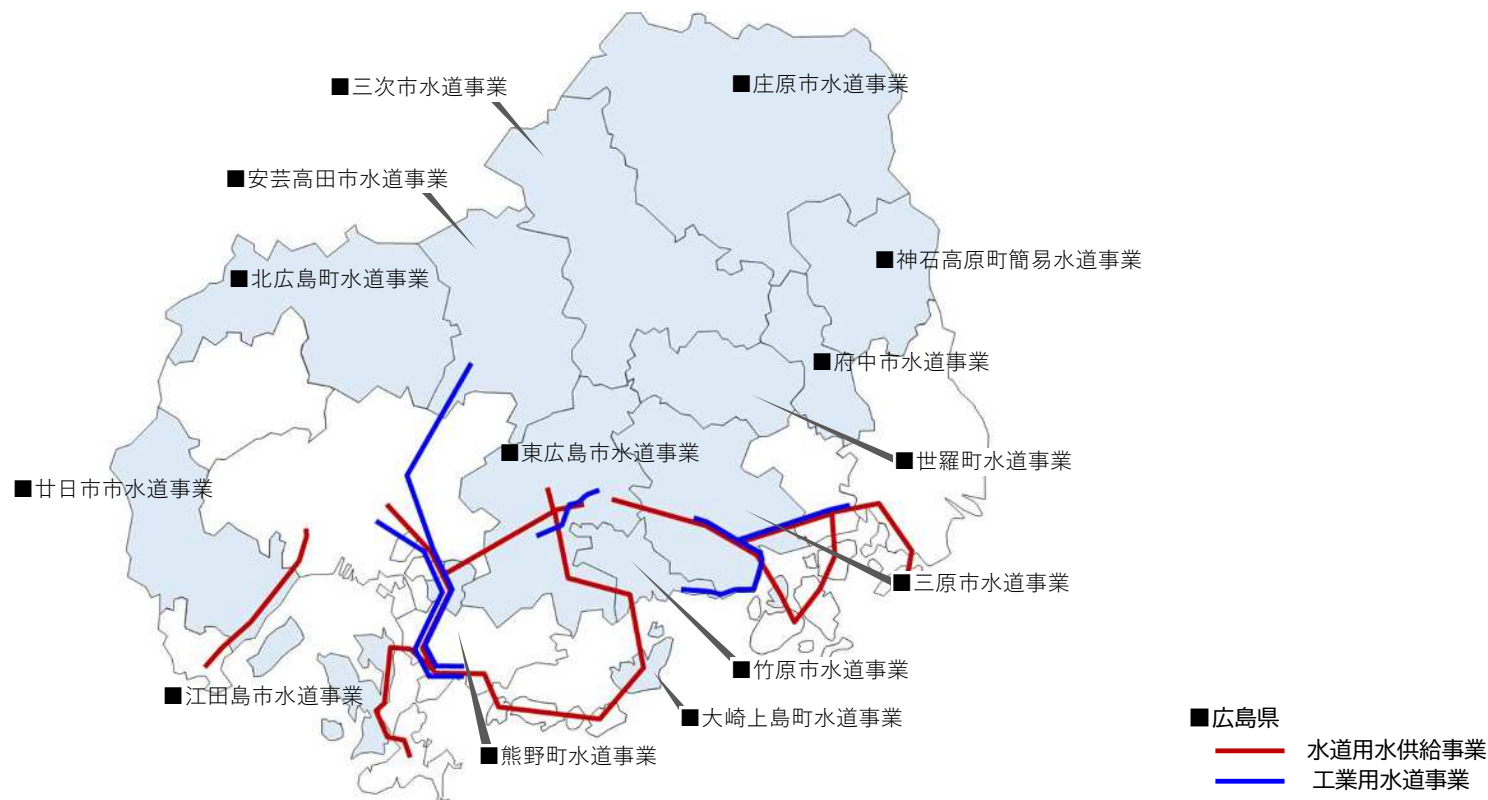
1 広島県水道広域連合企業団について

1 広島県水道広域連合企業団について



(1) 概況

- 広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）は、14市町と県（以下「構成団体」という。）が、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業を共同で経営することを目的に設立した特別地方公共団体
- 令和5年4月から事業を開始している



1 広島県水道広域連合企業団について

(2) 基本理念 ～水道企業団の責務・目的～

- 水道企業団は、多様な背景を持つ市町と県が統合し、相乗効果を発揮するとともに、環境の変化に的確に対応しながら、安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムを構築することで、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与する
- 水道企業団は、水道変革のフロントランナーとして、ノウハウや技術力を活用し、国内外の水道の発展に貢献する

(3) 基本方針 ～水道企業団の取組の方向性～

ア 上質なサービスの提供

- ・ 水源保全や適切な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供
- ・ 低廉な料金の維持
- ・ デジタル化などによる便利で快適なサービスの提供

イ 施設・維持管理の最適化

- ・ 国交付金を最大限活用し、全体最適の観点から施設を再編整備
- ・ デジタル化や重複業務の一元化、民間活用などによる効率的な維持管理
- ・ 施設の強靱化、バックアップ機能の強化などによる危機管理体制の強化
- ・ 効率的な水運用や高効率機器の導入などによる環境負荷の低減

ウ 組織・管理体制の強化

- ・ 簡素で効率的な組織、柔軟で機動的な組織の整備
- ・ 迅速な意思決定や経営の健全性確保が可能なガバナンス体制の整備
- ・ 計画的な人材育成による水道の専門家集団の構築

1 広島県水道広域連合企業団について

(4) 組織体制及び業務執行

- 水道企業団の組織体制は、本部と15事務所で構成している
- 業務の執行に関しては、原則、浄水場の新設など施設の再編整備に係る業務は本部が行い、更新工事に係る業務は各事務所が行う
ただし、事務所の業務量等を勘案し、必要に応じて本部が事務所をバックアップ

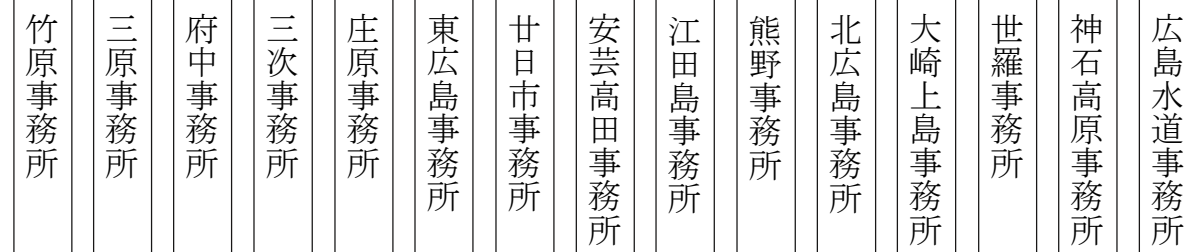
【組織体制】

(本部)

本部

- ・総務課
- ・会計課
- ・業務課
- ・水質管理センター
- ・企画課
- ・技術管理課
- ・工務課

(15事務所)



1 広島県水道広域連合企業団について



(5) 入札契約制度の統一

- 令和5～7年度の3年間は、暫定運用として、水道企業団本部及び広島水道事務所は県の制度に、その他の事務所は構成団体（14市町）の制度に準拠
- 令和8年度から水道企業団の制度により、統一運用を開始

【スケジュール】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
入札契約・検査制度	本部・広島水道事務所： <u>県制度に準拠</u>			<u>水道企業団の制度による運用</u>
	その他事務所： <u>構成団体の制度に準拠</u>			

2 入札契約制度（素案）説明会における 主な御質問等について

2 入札契約制度(素案)説明会における主な御質問等について



【出席者からの主な御質問等】

項目	主な御質問等	回答ページ
入札参加資格申請	・ 申請時期、申請方法はどうなるのか。	P13
格付	・ 格付に当たっての客観数値、主観数値の取扱いはどうなるのか。	P15、P16
入札参加資格要件	・ 業務の履行実績などの入札参加資格要件はどうなるのか。 ・ 地域の建設コンサルタント等の受注機会について配慮されるのか。	P41
ダンピング対策	・ 調査基準価格や最低制限価格の設定の考え方はどうなるのか。	P20～P22
業務費内訳書	・ 業務費内訳書の様式はどうなるのか。 ・ 業務費内訳書は、レベル3までの記載で良いのか。	P24

3 入札契約制度（案）について （素案から具体化した主な制度内容）

3 入札契約制度(案)について



(1) 素案から具体化した主な制度内容

- 〈1〉 入札参加資格審査申請
 - ・ 受付期間などについて
- 〈2〉 格付及び格付別標準発注金額
 - ・ 統一基準について
- 〈3〉 ダンピング対策
 - ・ 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に係る調査基準価格等の考え方について
- 〈4〉 業務費内訳書
 - ・ 主な記載内容について
- 〈5〉 優良建設コンサルタント等の表彰
 - ・ 対象業務及び選考基準について

3 入札契約制度(案)について



【素案から具体化した主な制度内容】

〈1〉入札参加資格審査申請

- ・ 受付期間などについて

〈2〉格付及び格付別標準発注金額

- ・ 統一基準について

〈3〉ダンピング対策

- ・ 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に係る調査基準価格等の考え方について

〈4〉業務費内訳書

- ・ 主な記載内容について

〈5〉優良建設コンサルタント等の表彰

- ・ 対象業務及び選考基準について

3 入札契約制度(案)について



(2) 入札参加資格者名簿について

素案から具体化した
制度内容<1>

① 名簿の取扱いについて

令和8年度からは、水道企業団の独自名簿（6業務分野）を運用します。

② 水道企業団の名簿への登録にあたっての要件

名簿の登録に当たっては、広島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けていることを要件とします。

③ 登録申請方法

調整中

※ 調整中の登録申請の方法については、令和7年7月を目途に水道企業団ホームページで公表します。

④ 受付期間

令和7年11月（予定）

⑤ その他

水道企業団入札参加資格者名簿への登録申請の際は、申請者の基本情報等の入力を可能な限り省略できるよう検討しています。

≪名簿の取扱いについて≫

発注機関 \ 年度	令和7年度まで	令和8年度から
本部・広島水道事務所	広島県入札参加資格者名簿を利用	水道企業団の入札参加資格者名簿により運用
各事務所 (広島水道事務所を除く)	各構成団体の入札参加資格者名簿を利用	

3 入札契約制度(案)について



【素案から具体化した主な制度内容】

- 〈1〉 入札参加資格審査申請
 - ・ 受付期間などについて

- 〈2〉 **格付及び格付別標準発注金額**
 - ・ **統一基準について**

- 〈3〉 ダンピング対策
 - ・ 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に係る調査基準価格等の考え方について
- 〈4〉 業務費内訳書
 - ・ 主な記載内容について
- 〈5〉 優良建設コンサルタント等の表彰
 - ・ 対象業務及び選考基準について

3 入札契約制度(案)について



(3) 格付について

素案から具体化した
制度内容<2>

① 格付の統一基準

- 水道企業団では、水道事業において利用頻度の高い次の業務分野について、水道企業団独自の評価項目を設定し、登録業者の格付を行います。

業種	格付
土木関係建設コンサルタント業務	A、B、Cの3段階

- その他、5業務分野については、広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における格付を適用します。

（ 測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、
補償関係建設コンサルタント業務、その他業務 ）

3 入札契約制度(案)について



素案から具体化した
制度内容<2>

② 格付の評価方法

- 土木関係建設コンサルタント業務については、当面の間、広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における総合数値のうち、客観的事項の審査による客観数値のみにより、格付を行います。
- 主観的事項の審査（主観数値の算出）には、水道企業団が発注した業務の業務成績の蓄積等に一定の期間を要するため、令和11年度を目標に審査を行う予定としています。

主観的事項	評価対象期間					
	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13
水道企業団が発注した 業務の業務成績	R8.4.1～R10.10.31（約2年間）			R11 ・ R12 名簿で評価	R8.4.1～ R12.10.31（約4年間）	R13 ・ R14 名簿で評価
優良建設コンサルタント 表彰回数		R9年度～ R10年度（2年間）			R9年度～ R12年度（4年間）	
指名除外等の契約制限	R8.4.1～R10.11.30（約2年間）				R10.12.1～ R12.11.30（2年間）	
地域貢献		申請時における 取組状況を確認			申請時における 取組状況を確認	

- 令和8年度から令和10年度末まで

総合数値 = 客観数値
(業務分野別実績高等により県が評価)

- 令和11年度以降

総合数値 = 客観数値 + 主観数値
(業務分野別実績高等により県が評価) (主観的事項の審査による数値)

3 入札契約制度(案)について



(4) 格付別の標準発注金額について

素案から具体化した
制度内容<2>

① 格付別の標準発注金額（その1）

土木関係建設コンサルタント業務について、原則として、格付別標準発注金額は次のとおりとします。

なお、高度又は特殊な業務など、これによらない場合もあります。

百万円	A	B	C
14			
13			
10			
7			
5			
4			
3			
	A	B	C

土木関係建設
コンサルタント業務

※ 上記の格付別の標準発注金額は、広島県の令和5・6年度の基準をベースに作成しているため、令和8年度の統一運用開始時には、金額帯が変更となる可能性があります。

3 入札契約制度(案)について



素案から具体化した
制度内容<2>

① 格付別の標準発注金額（その2）

水道企業団で独自に格付を行う土木関係建設コンサルタント業務以外については、原則、広島県が定める次の基準を準用します。

百万円	A	B	C
14	■		
10	■	■	
6	■	■	
5		■	
3		■	■
2			■
	A	B	C

測量業務

百万円	A	B	C
14	■		
11	■	■	
7	■	■	
4		■	■
3			■
	A	B	C

地質調査業務

百万円	A	B	C
14	■		
11	■	■	
10	■	■	
5		■	
3		■	■
2			■
	A	B	C

建築関係建設
コンサルタント業務

百万円	A	B	C
14	■		
11	■	■	
10	■	■	
5		■	■
3		■	■
2			■
	A	B	C

建築関係建設
コンサルタント業務
(建築設備関係部門)

百万円	A	B	C
14	■		
10	■		
7	■		
5	■	■	
4		■	
2.5		■	■
2			■
	A	B	C

補償関係
コンサルタント業務

百万円	A	B	C
14	■		
10	■		
7	■	■	
5	■	■	
4		■	■
2.5		■	■
2			■
	A	B	C

補償関係
コンサルタント業務
(物件部門)

※ なお、広島県の基準については、令和5・6年度の基準を示しており、令和8年度からの統一運用に際しては、令和7・8年度の基準を適用します。

3 入札契約制度(案)について



【素案から具体化した主な制度内容】

- 〈1〉 入札参加資格審査申請
 - ・ 受付期間などについて
- 〈2〉 格付及び格付別標準発注金額
 - ・ 統一基準について
- 〈3〉 **ダンピング対策**
 - ・ **低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に係る調査基準価格等の考え方について**
- 〈4〉 業務費内訳書
 - ・ 主な記載内容について
- 〈5〉 優良建設コンサルタント等の表彰
 - ・ 対象業務及び選考基準について

3 入札契約制度(案)について



(5) ダンピング対策

素案から具体化した
制度内容<3>

ア 低入札価格調査制度

(ア) 適用対象

総合評価落札方式の測量・建設コンサルタント等業務又は、請負対象設計金額 5 千万円以上（当面の間）の測量・建設コンサルタント等業務

(イ) 調査基準価格の設定

< 電子入札案件 >

次の算出式により算出する。（ただし、予定価格の82%～90%の範囲内）

・ 応札者が 5 者以上の場合

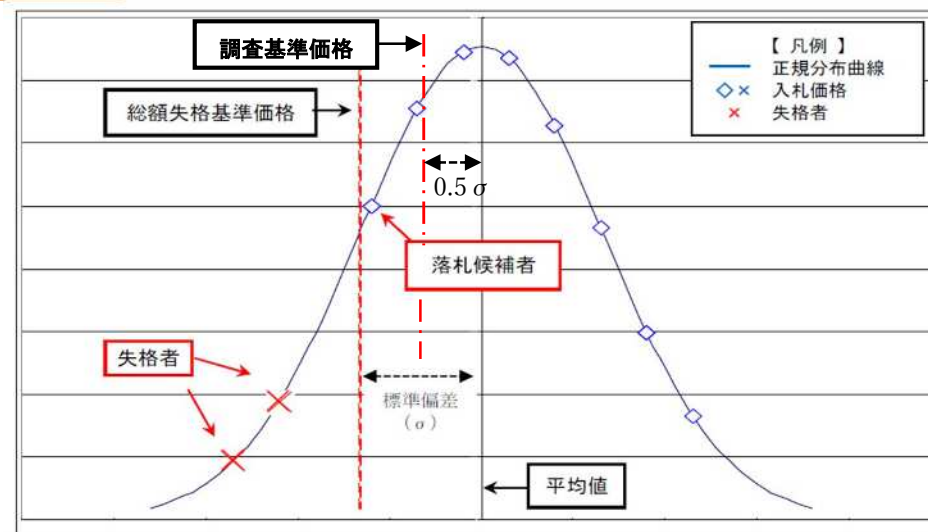
入札金額の平均値 - 標準偏差 × 1/2 (0.5σ)

・ 応札者が 5 者未満の場合

入札金額の平均値の概ね95%

< 電子入札案件以外 >

予定価格の概ね 90%



3 入札契約制度(案)について



素案から具体化した
制度内容<3>

イ 最低制限価格制度

(ア) 適用対象

請負対象設計金額 5 千万円未満（当面の間）の測量・建設コンサルタント等業務（随意契約及び総合評価落札方式の測量・建設コンサルタント等業務を除く）

(イ) 最低制限価格の設定

○ 最低制限価格の算出式

$$\text{最低制限価格} = (\text{最低制限価格基準額} \times \text{無作為係数}) \times 110 / 100$$

○ 最低制限価格基準額

a 測量業務

直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 50 %

b 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費 × 60 % + 諸経費 × 60 %

c 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 90 % + 一般管理費 × 50 %

d 地質調査業務

直接調査費 + 関節調査費 × 90 % + 解析等調査業務費 × 80 %
+ 諸経費 × 50 %

e 補償関係コンサルタント業務

直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 90 % + 一般管理費 × 50 %

3 入札契約制度(案)について



素案から具体化した
制度内容<3>

○ 最低制限価格基準額（上限額、下限額の設定）

a 測量業務

（上限額） 予定価格110分の100に0.82を乗じて得た額

（下限額） 予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額

b 建築関係建設コンサルタント業務

（上限額） 予定価格の110分の100に0.81を乗じて得た額

（下限額） 予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額

c 土木関係建設コンサルタント業務

（上限額） 予定価格の110分の100に0.81を乗じて得た額

（下限額） 予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額

d 地質調査業務

（上限額） 予定価格の110分の100に0.85を乗じて得た額

（下限額） 予定価格の110分の100の3分の2

e 補償関係コンサルタント業務

（上限額） 予定価格の110分の100に0.81を乗じて得た額

（下限額） 予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額

○ 無作為係数

電子計算機の乱数機能により無作為に算出される1から1.00500（少数第6位以下を切り捨てる。）とします。

3 入札契約制度(案)について



【素案から具体化した主な制度内容】

- 〈1〉 入札参加資格審査申請
 - ・ 受付期間などについて
- 〈2〉 格付及び格付別標準発注金額
 - ・ 統一基準について
- 〈3〉 ダンピング対策
 - ・ 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に係る調査基準価格等の考え方について
- 〈4〉 **業務費内訳書**
 - ・ **主な記載内容について**
- 〈5〉 優良建設コンサルタント等の表彰
 - ・ 対象業務及び選考基準について

2 入札契約制度(案)について



素案から具体化した
制度内容<4>

(6) 業務費内訳書

ア 目的

入札者の適正な積算を促進するため、入札に際し、業務費内訳書の提出を求めます。

イ 対象業務

随意契約を除くすべての業務

ウ 主な記載内容

① 業務費の内訳

業務内訳書に記載されている費目・工種・施工名称など、単位及び数量を漏れなく記載したうえで、見積額を記入（レベル3まで）

② 完了後の調査等に関する誓約

（以降、低入札価格調査制度の対象業務の場合）

① 低入札価格調査に係る意向確認

② 業務費の内訳（レベル4まで）※

③ 再委託先及び見積額※

業務費の内訳に記入したすべての項目について、入札者及びすべての再委託予定者の内訳を記入

④ 労務賃金調書※

※ 入札価格が調査基準価格未満だった場合

3 入札契約制度(案)について



【素案から具体化した主な制度内容】

- 〈1〉 入札参加資格審査申請
 - ・ 受付期間などについて
- 〈2〉 格付及び格付別標準発注金額
 - ・ 統一基準について
- 〈3〉 ダンピング対策
 - ・ 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に係る調査基準価格等の考え方について
- 〈4〉 業務費内訳書
 - ・ 主な記載内容について
- 〈5〉 **優良建設コンサルタント等の表彰**
 - ・ **対象業務及び選考基準について**

3 入札契約制度(案)について



(7) 優良建設コンサルタント等の表彰

素案から具体化した
制度内容<5>

水道企業団が発注する測量・建設コンサルタント等業務において、優れた成績を修めた建設コンサルタント及び優秀な技術者を表彰する制度を創設します。

本制度は、令和9年度から運用を開始することとし、令和9年度の表彰対象は、令和8年度に引き渡しを受けた業務とします。

ア 表彰対象業務

前年度に県内業者が施工、引渡しを受けた最終契約額500万円以上の業務において、業種ごとに定める点数以上の成績評定点が付された業務を対象とします。

イ 表彰区分及び被表彰候補者の選考基準

表彰区分	被表彰候補者の選考基準
優良建設 コンサルタント	<u>表彰対象業務を履行した者のうち、次の基準をすべて満たす者</u> を選考対象とします。 ・ 前年度に引渡しを受けた業務で、水道企業団と契約を締結した2件以上の受注実績を有し、当該業務の業務成績評定点の平均点が75点以上で、かつ65点未満の業務がないこと、並びに総合評価落札方式を適用した業務において、提出した技術資料に不履行がないこと ・ 前年度に指名除外を措置されていないこと ・ 被表彰候補者の選考を行うことが著しく不適當でないこと
優秀技術者	<u>表彰対象業務の管理のため、原則として、業務の全期間に配置されていた主たる業務分野の管理技術者</u> を選考対象とします。

ウ 被表彰者の選考等

イに該当する者を公募し、審議のうえ決定します。

2 入札契約制度(案)について



(8) その他事項

入札契約制度（素案）の詳細については、水道企業団のホームページに掲載しています。

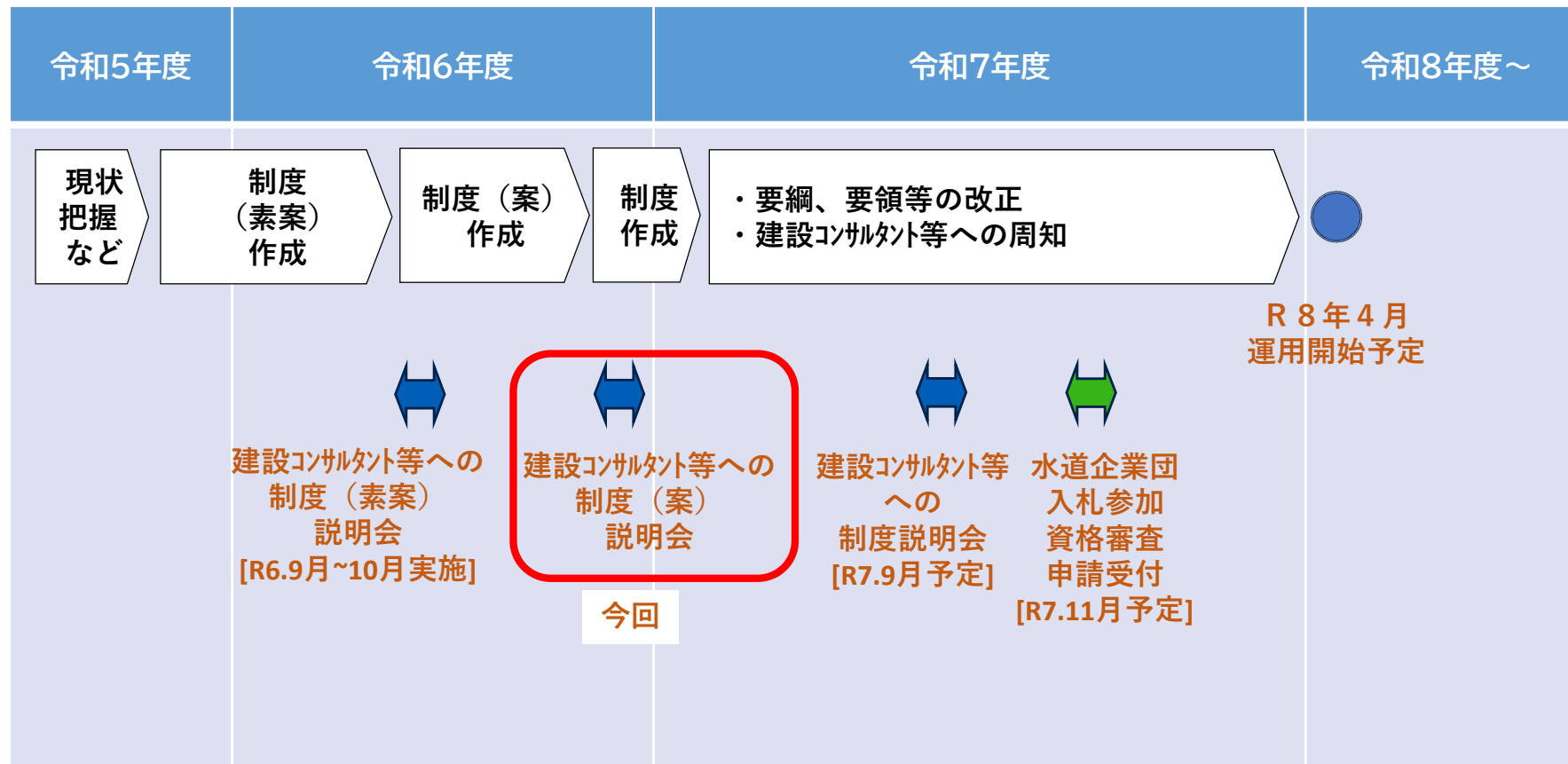
→広島県水道広域連合企業団
(<https://www.union.Hiroshima-water.lg.jp/>)

4 今後の予定

3 今後の予定



○ スケジュール



5 質疑応答

< 問合せ窓口 >

御不明な点等ございましたら、次の連絡先までお願いします。

連絡先

広島県水道広域連合企業団 技術管理課 野村、門田、狩野

電話 : 050-3785-2840

E-mail : gijutsukanri@union.hiroshima-water.lg.jp

終了

ご清聴ありがとうございました

別添

入札契約制度（案）

(1) 入札契約制度統一の基本的な考え方

- 水道企業団は、ひとつの水道事業者として、次に掲げる目的を達成し、適切な公共調達を実現するため、入札契約制度を統一する。

(目的)

- ・ 公正な競争の確保
 - ・ 入札手続の透明性の向上
 - ・ コストの縮減
 - ・ 工事の品質の確保
 - ・ 地元企業の参入機会を増やすことによる地域経済の活性化
- 制度の構築にあたっては、水道企業団の事業エリアが県全域となることから、県の制度をベースとし、将来にわたって、水道施設の適切な整備・維持管理、災害時に迅速な対応が行えるよう、その重要な担い手である建設業者や建設コンサルタントについて、技術力・競争力向上が図られつつ、安定的持続的に担い手が確保、育成されている状態を目指します。
 - 水道企業団は、水道事業に特化した団体であり、多様な背景を持つ市町と県が統合したという実情を考慮し、工事の入札参加資格要件などのルール作りを行う

(2) 入札参加資格者名簿について

① 名簿の取扱いについて

令和8年度からは、水道企業団の独自名簿（6業務分野）を運用します。

② 水道企業団の名簿への登録にあたっての要件

名簿の登録に当たっては、広島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けていることを要件とします。

③ 登録申請方法

調整中

④ 受付期間

令和7年度11月（予定）

⑤ その他

水道企業団入札参加資格者名簿への登録申請の際は、申請者の基本情報等の入力を可能な限り省略できるよう検討しています。

《名簿の取扱いについて》

発注機関 \ 年度	令和7年度まで	令和8年度から
本部・広島水道事務所	広島県入札参加資格者名簿を利用	水道企業団の入札参加資格者名簿により運用
各事務所 (広島水道事務所を除く)	各構成団体の入札参加資格者名簿を利用	

(3) 格付について

① 格付の統一基準

- 水道企業団では、水道事業において利用頻度の高い次の業務分野について、水道企業団独自の評価項目を設定し、登録業者の格付を行います。

業種	格付
土木関係建設コンサルタント業務	A、B、Cの3段階

- その他、5業務分野については、広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における格付を適用します。

（ 測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、
補償関係建設コンサルタント業務、その他業務 ）

入札契約制度(案)について



② 格付の評価方法

- 土木関係建設コンサルタント業務については、当面の間、広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における 総合数値のうち、客観的事項の審査による客観数値のみにより、格付を行います。
- 主観的事項の審査（主観数値の算出） には、水道企業団が発注した業務の業務成績の蓄積等に一定の期間を要するため、令和11年度を目標に審査を行う予定としています。

主観的事項	評価対象期間						
	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	
水道企業団が発注した業務の業務成績	R8.4.1~R10.10.31 (約2年間)			R11・R12 名簿で評価	R8.4.1~R12.10.31 (約4年間)	R13・R14 名簿で評価	
優良建設コンサルタント表彰回数		R9年度~R10年度 (2年間)			R9年度~R12年度 (4年間)		
指名除外等の契約制限	R8.4.1~R10.11.30 (約2年間)						R10.12.1~R12.11.30 (2年間)
地域貢献		申請時における取組状況を確認					申請時における取組状況を確認

- 令和8年度から令和10年度末まで

総合数値 = 客観数値
(業務分野別実績高等により県が評価)

- 令和11年度以降

総合数値 = 客観数値 + 主観数値
(業務分野別実績高等により県が評価) (主観的事項の審査による数値)

(4) 格付別の標準発注金額について

① 格付別の標準発注金額（その１）

土木関係建設コンサルタント業務について、原則として、格付別標準発注金額は次のとおりとします。

なお、高度又は特殊な業務など、これによらない場合もあります。

百万円	A	B	C
14			
13			
10			
7			
5			
4			
3			
	A	B	C

土木関係建設
コンサルタント業務

※ 上記の格付別の標準発注金額は、広島県の令和５・６年度の基準をベースに作成しているため、令和８年度の統一運用開始時には、金額帯が変更となる可能性があります。

入札契約制度(案)について



① 格付別の標準発注金額（その２）

水道企業団で独自に格付を行う土木関係建設コンサルタント業務以外については、原則、広島県が定める次の基準を準用します。

百万円	A	B	C
14			
10			
6			
5			
3			
2			
	A	B	C

測量業務

百万円	A	B	C
14			
11			
7			
4			
3			
	A	B	C

地質調査業務

百万円	A	B	C
14			
11			
10			
5			
3			
2			
	A	B	C

建築関係建設
コンサルタント業務

百万円	A	B	C
14			
11			
10			
5			
3			
2			
	A	B	C

建築関係建設
コンサルタント業務
(建築設備関係部門)

百万円	A	B	C
14			
10			
7			
5			
4			
2.5			
2			
	A	B	C

補償関係
コンサルタント業務

百万円	A	B	C
14			
10			
7			
5			
4			
2.5			
2			
	A	B	C

補償関係
コンサルタント業務
(物件部門)

※ なお、広島県の基準については、令和５・６年度の基準を示しており、令和８年度からの統一運用に際しては、令和７・８年度の基準を適用します。

入札契約制度(案)について



○ 建設コンサルタントに係る主な制度と適用範囲

適用範囲 区分	請負対象設計金額 (税込み)	
	1 百万円	5 千万円
入札方式等	← 一般競争入札 ※1 →	
	← 随意契約 →	
	← (価格競争) →	← 総合評価落札方式 →
	← 総合評価落札方式 →	
ダンピング 対策	← 最低制限価格制度 →	← 低入札価格調査制度 →
	← 事前公表 →	

※1 一般競争入札を原則とするが業務内容に応じて、他の入札方法（指名競争入札等）を選択する

(5) 主な制度について

① 入札方式

入札方式は、原則、一般競争入札とします。

ただし、業務内容等によっては、指名競争入札によることができることとします。

入札は、電子入札システムにより実施することとします。

ア 一般競争入札

(ア) 審査方式

原則、事後審査型一般競争入札を適用します。

(イ) 入札参加資格

入札参加資格は、発注する案件ごとに定めます。各案件の入札公告を十分に確認してください。

なお、入札参加資格要件は、令和8年度からの統一運用においても、従前のものを基本とします。

<入札参加資格の要件>

- ・ 測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における業務分野や格付等級
- ・ 営業所の所在地
- ・ 会社の履行実績
- ・ 同種業務の元請履行実績
- ・ 技術者に係る要件
- ・ その他

イ 指名競争入札

次に該当する場合においては能力や実績等に基づいて選定した業者を指名して入札を行います。

- ・ その性質又は目的が一般競争入札に適さないとき
- ・ 競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき
- ・ 一般競争に付することが不利と認められるとき

(ア) 指名選定方法

水道企業団の入札参加資格者名簿に登録されており、発注する業務の種類及び設計金額に応じた格付を有する業者の中から、実績等を考慮したうえで指名業者を選定します。

(イ) 指名の通知

指名業者へは、電子入札システムに登録された電子メールアドレス宛に指名通知書が送付されます。

ウ 随意契約

次の要件に該当する場合は、特定の建設コンサルタントを選定して契約を締結することができるものとします。

<地方自治法施行令で定める要件>

- (ア) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (イ) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- (ウ) 競争入札に付した結果、入札者がいないとき
- (エ) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき
- (オ) 一定金額以下の少額契約を締結するとき
⇒委託料 100万円以下
- (カ) 落札者が契約を締結しないとき。
- (キ) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき

② 総合評価落札方式

ア 対象業務及び適用基準

請負対象設計金額5千万円以上（当面の間）の測量・建設コンサルタント等業務については、業務内容に応じて次のいずれかの形式により入札を実施します。

ただし、請負対象設計金額が5千万円未満の測量・建設コンサルタント等業務においても、業務内容等により適用する必要があると判断した場合は、適用対象とします。

総合評価落札方式 の形式	請負対象設計金額	工事内容
技術評価型	5,000 万円以上	技術的検討の余地が大きいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績及び業務成績等に加え、業務の実施方針及び技術提案を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務
実績評価1型		技術的検討の余地が小さいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績及び業務成績等を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務
実績評価2型		技術的検討の余地が小さいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の業務成績等を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務

③ ダンピング対策

ア 低入札価格調査制度

(ア) 適用対象

総合評価落札方式の測量・建設コンサルタント等業務又は、請負対象設計金額 5 千万円以上（当面の間）の測量・建設コンサルタント等業務

(イ) 調査基準価格

< 電子入札案件 >

次の算出式により算出する。（ただし、予定価格の82%～90%の範囲内）

・ 応札者が 5 者以上の場合

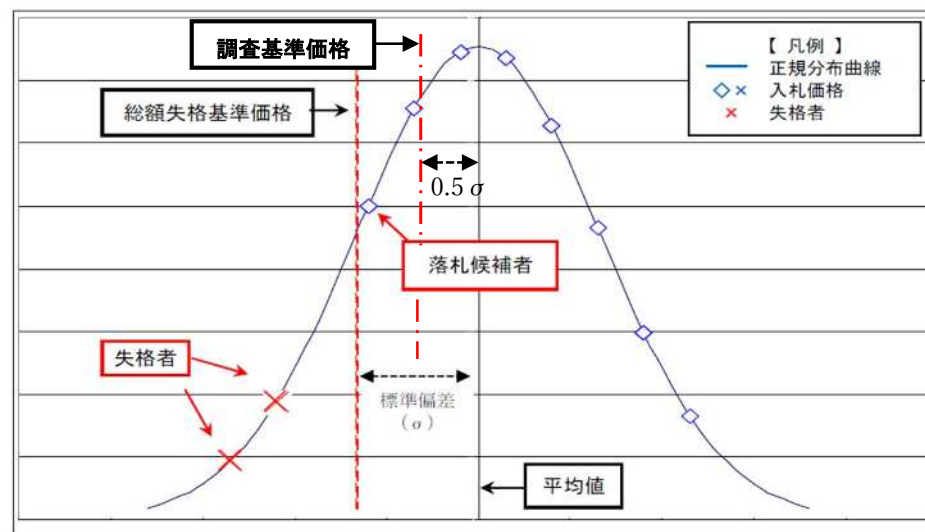
入札金額の平均値 - 標準偏差 × 1/2 (0.5σ)

・ 応札者が 5 者未満の場合

入札金額の平均値の概ね 95%

< 電子入札案件以外 >

予定価格の概ね 90%



イ 最低制限価格制度

(ア) 適用対象

請負対象設計金額 5 千万円未満（当面の間）の測量・建設コンサルタント等業務（随意契約及び総合評価落札方式の測量・建設コンサルタント等業務を除く）

(イ) 最低制限価格の設定

○ 最低制限価格の算出式

$$\text{最低制限価格} = (\text{最低制限価格基準額} \times \text{無作為係数}) \times 110 / 100$$

○ 最低制限価格基準額

a 測量業務

直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 50 %

b 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費 × 60 % + 諸経費 × 60 %

c 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 90 % + 一般管理費 × 50 %

d 地質調査業務

直接調査費 + 関節調査費 × 90 % + 解析等調査業務費 × 80 %
+ 諸経費 × 50 %

e 補償関係コンサルタント業務

直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 90 % + 一般管理費 × 50 %

○ 最低制限価格基準額（上限額、下限額の設定）

a 測量業務

（上限額） 予定価格110分の100に0.82を乗じて得た額

（下限額） 予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額

b 建築関係建設コンサルタント業務

（上限額） 予定価格の110分の100に0.81を乗じて得た額

（下限額） 予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額

c 土木関係建設コンサルタント業務

（上限額） 予定価格の110分の100に0.81を乗じて得た額

（下限額） 予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額

d 地質調査業務

（上限額） 予定価格の110分の100に0.85を乗じて得た額

（下限額） 予定価格の110分の100の 3 分の 2

e 補償関係コンサルタント業務

（上限額） 予定価格の110分の100に0.81を乗じて得た額

（下限額） 予定価格の110分の100に0.60を乗じて得た額

○ 無作為係数

電子計算機の乱数機能により無作為に算出される 1 から1.00500（少数第 6 位以下を切り捨てる。）とします。

④ 設計共同体について

設計共同体への発注に付すべき業務は、公募型プロポーザル方式、公募型設計協議方式又は公募型競争入札方式により、受託者等の選定又は特定を行う業務のうち、業務の技術的難易度及び技術力の結集の必要性等を総合的に勘案し、設計共同体を活用する必要があると認められるものとします。

設計共同体の結成に係る事項は、業務の内容等に応じ定めます。

(設計共同体の結成に係る事項)

- ・ 履行方式
- ・ 構成員の数
- ・ 構成員の組合せ
- ・ 構成員の資格要件
- ・ 出資比率
- ・ 代表者の要件
- ・ その他必要と判断をし、定める事項

⑤ 予定価格の公表

水道企業団が発注する業務の入札においては、随意契約を除くすべての業務において、事前に予定価格を公表します。

時期	対象工事		公表方法	
	業種	請負対象 設計金額		
事前	全業種	全業種	一般競争	広島県HPの調達情報 (入札公告)
			指名競争	広島県HPの調達情報 (入札公告) 指名通知書 入札等一覧表

⑥ 業務費内訳書

ア 目的

入札者の適正な積算を促進するため、入札に際し、業務費内訳書の提出を求めます。

イ 対象業務

随意契約を除くすべての業務

ウ 主な記載内容

① 業務費の内訳

業務内訳書に記載されている費目・工種・施工名称など、単位及び数量を漏れなく記載したうえで、見積額を記入（レベル3まで）

② 完了後の調査等に関する誓約

（以降、低入札価格調査制度の対象業務の場合）

① 低入札価格調査に係る意向確認

② 業務費の内訳（レベル4まで）※

③ 再委託先及び見積額※

業務費の内訳に記入したすべての項目について、入札者及びすべての再委託予定者の内訳を記入

④ 労務賃金調書※

※ 入札価格が調査基準価格未満だった場合

⑦ 優良建設コンサルタント等の表彰

水道企業団が発注する測量・コンサルタント等業務において、優れた成績を修めた建設コンサルタント及び優秀な技術者を表彰する制度を創設します。

本制度は、令和9年度から運用を開始することとし、令和9年度の表彰対象は、令和8年度に引き渡しを受けた業務とします。

ア 表彰対象業務

前年度に県内業者が施工、引渡しを受けた最終契約額500万円以上の業務において、業種ごとに定める点数以上の成績評定点が付された業務を対象とします。

イ 表彰区分及び被表彰候補者の選考基準

表彰区分	被表彰候補者の選考基準
優良建設 コンサルタント	<u>表彰対象業務を履行した者のうち、次の基準をすべて満たす者</u> を選考対象とします。 ・ 前年度に引渡しを受けた業務で、水道企業団と契約を締結した2件以上の受注実績を有し、当該業務の業務成績評定点の平均点が75点以上で、かつ65点未満の業務がないこと、並びに総合評価落札方式を適用した業務において、提出した技術資料に不履行がないこと ・ 前年度に指名除外を措置されていないこと ・ 被表彰候補者の選考を行うことが著しく不適当でないこと
優秀技術者	<u>表彰対象業務の管理のため、原則として、業務の全期間に配置されていた主たる業務分野の管理技術者</u> を選考対象とします。

ウ 被表彰者の選考等

イに該当する者を公募し、審議のうえ決定します。

⑧ 前金払

前金払の保証契約締結を前提に、請求により請負代金額の10分の3以内の額を支払います。

⑨ その他事項

入札契約制度（素案）の詳細については、水道企業団のホームページに掲載しています。

→広島県水道広域連合企業団
(<https://www.union.Hiroshima-water.lg.jp/>)